



生活指導だより クローバー



府中市立府中第五小学校
校長 森嶋 正行
五小 生活指導部
令和4年6月21日

ふれあい月間

東京都は6月をふれあい月間と定め、いじめ防止強化月間に指定しています。本校でもアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期対応に努めています。裏面に本校のいじめ防止基本方針を掲載します。ご一読をお願いします。

こんなこと ありませんか

ふざけた だけだよ



あいて

相手が いやだと 感じたら・・・ それは、いじめ です

ちゅうい
注意した だけだよ



かん

おも
思っ た こと
か
書い た だけだよ



いじめをしては
いけないと、法律で
き
決まっているのだね。



いじめを 防ぎ、いじめられた人を守るための
法律が あります【いじめ防止対策推進法】

（定義）第2条 「いじめ」とは、児童等に対して（中略）他の児童が行う
しんりてきまた ぶつりてき えいきょう あた こうい つう おこな
心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる
ものを含む。）であって（中略）心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 など

いじめのとらえ方に「社会通念上のいじめ」と「法令上のいじめ」があります。集団で一人を仲間はずれにしたり、暴力をしたりするような従来のイメージのいじめは「社会通念上のいじめ」としてとらえます。「法令上のいじめ」は相手が嫌だと感じるような行動はいじめとしてとらえます。学校は様々な人間関係を学んでいく場であり、「法令上のいじめ」は起こり得るものとしてとらえています。トラブルもまた学びの機会ではありますが、重大な事態に発展していかないように、学校とご家庭とで協力して子供たちを見守っていきましょう。

府中第五小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（※「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方（「府中市いじめ防止基本方針」より）

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下に、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を基本として学校と保護者、地域住民、関係機関と連携し、継続的に取り組むことが必要である。

また、学校の教育活動全体を通して、すべての児童・生徒がいじめについて深く考え、理解する取組として、道徳の授業等で自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度など、人間形成能力を養うことが必要である。

3 いじめ防止対策推進委員会（いじめ校内委員会）

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、いじめ防止対策担当の5人で構成し、月一回定期的に行う。また必要に応じて、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係教員も含めて臨時で委員会を開催する。

4 いじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。そして、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級及び学校全体に醸成していく。そのために、「居場所をつくる」「絆をつくる」「自己有用感をもたせる」ことを、学級経営その他の教育活動に求めている。

さらに、次の取組を行う。

- ① いじめに関する研修の実施。（別紙：いじめ防止研修計画）
- ② いじめに関する授業の実施。
- ③ 道徳教育や人権教育の充実。
- ④ たてわり活動の実施。
- ⑤ 児童会によるいじめ防止に向けた主体的な活動。

（2）早期発見

すべての教職員が、児童のささいな変化を見逃さないという意識をもち、日頃からその変化に気付く目を養う。気付いた情報を確実に共有していく。情報に基づいた速やかな対応を行う。以上を早期発見のための取組の基本とする。

さらに、次の取組を行う。

- ① 「いじめ発見のチェックシート」の活用。
- ② 学校生活に関するアンケート」（年5回、ふれあい月間に合わせて）の実施。
- ③ 学校便りや保護者会、個人面談等でいじめ防止の啓発や情報収集を行う。

（3）早期対応

○いじめの相談を受ける、いじめを発見する、いじめの恐れが懸念されるなどの時は、すみやかに管理職や生活指導主幹に報告する。

○いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議し早期解決を図る。

- ・いじめの被害児童及び保護者への対応
- ・いじめの加害児童及び保護者への対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめを繰り返さないための指導（学級、全校児童）
- ・必要に応じて関係諸機関との連携

（4）重大事態への対処

重大事態の定義：ア、いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ、いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

○いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。

- ・事実関係の調査
- ・いじめの被害児童及び保護者への対応
- ・いじめの加害児童及び保護者への対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・適応指導教室への通級や別室での学習を考慮する
- ・教育委員会への速やかな報告と連携
- ・警察やその他関係諸機関との連携